

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

- 目次
- ◇告示 主要食糧販売業者甲の営業廃止
 - ◇敘任及び辞令 浦島一男
 - ◇難報 支所出張所所在地の変更
 - ◇正誤 昭和二十八年六月二十日鳥取県規則第三十九号中訂正

告示

鳥取県告示第三百二十二号

昭和二十八年三月鳥取県告示第二百二十二号をもつて登録の公示をした次の主要食糧小売販売業者甲は、昭和二十八年六月一日から営業を廃止した。

昭和二十八年七月十四日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

登録番号

一〇三

事業区域

名称

網代村漁業協同組合

網代村

敘任及び辞令

浦島一男

気高郡青谷町教育委員会教育長代理に任命する。

昭和二十八年七月一日

鳥取県教育委員会

雑報

昭和二十八年七月十四日

鳥取県食糧事務所長 西山 義雄

支所、出張所所在地変更について

当所郡家支所及び郡家支所郡家出張所の所在地を左記のとおり変更した。

記

事務所の所在地

郡家支所（昭和二十八年七月一日から）
 新 鳥取県八頭郡郡家町大字宮谷二六一の三番地
 旧 同 県同 郡同町大字郡家二二九番地
 郡家支所郡家出張所（昭和二十八年七月一日より）
 新 鳥取県八頭郡郡家町大字宮谷二六一の三番地
 旧 同 県同 郡郡家町大字大坪五四三番地

正 誤

昭和二十八年六月二十日鳥取県規則第三十九号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

- 頁 条項等 誤 正
- 六 第一七条 各課目 各科目
- 七 第二十一 条見出 流用の報告） 流用の通知）
- 一〇 第三十条 收支調書 収入調書
- 一七 第五十六 条第一項 報酬又は料金 報酬又は料金

一八 同右第二項第四号（様式第二十四号）は（様式第二十四号）を

二一 第六十八 条第二項 支払振替金 支出振替金

二三 第七十四 条第四号 賃金の支払に要する経費 賃金の支払に要する経費（昭和二十八年三月二十九日定例議会議決）

二四 第八十条 第一項第二号 鳥取県齒検定所における購入調代金のおける支払に要する経費（昭和二十七年十一月一日定例議会議決）

四五 第九十 条第一項 鳥取県齒検定所における購入調代金のおける支払に要する経費（昭和二十八年六月三十日定例議会議決）

五七 第二百八 条第一号 備品貸与簿（様式第六十二号） 備品貸与簿（様式第六十二号）

六〇 第二百二十 条第二項 三條第一項 交迭 交迭

六一 第二百一 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは

六二 第二百二 条十九号 又はしたときは 又はき損したときは

六三 第二百三 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは

六四 第二百四 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは

六五 第二百五 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは

六六 第二百六 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは

六七 第二百七 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは

六八 第二百八 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは

六九 第二百九 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは

七〇 第三百 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七一 第三百一 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七二 第三百二 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七三 第三百三 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七四 第三百四 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七五 第三百五 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七六 第三百六 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七七 第三百七 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七八 第三百八 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

七九 第三百九 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八〇 第四百 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八一 第四百一 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八二 第四百二 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八三 第四百三 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八四 第四百四 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八五 第四百五 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八六 第四百六 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八七 第四百七 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八八 第四百八 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

八九 第四百九 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九〇 第五百 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九一 第五百一 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九二 第五百二 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九三 第五百三 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九四 第五百四 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九五 第五百五 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九六 第五百六 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九七 第五百七 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九八 第五百八 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九九 第五百九 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

一〇〇 第六百 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

- 二七 第九十三 条第二項 更正仕訳書は末尾とす。 更正仕訳書は当該科目の末尾とする。
- 二八 第九十四 条第三項 歳出金を支払通知書 歳出金支払通知書
- 二九 第九十九 条第二項 報告書 報告書（様式第三十二号）
- 四四 第九十六 条第一項 契約金額から既納部分 契約金額から既済又は既納部分
- 四八 第九十八 条第三項 担当額 相当額
- 五一 第九十九 条第一項 次のとおりである。 次のとおりである。（昭和二十三年十月二十日県議会議決）
- 五四 第二百四 条第二項 第百七十四条乃至 第百七十五条
- 五五 第二百五 条第一項 翌年六月 翌年度六月
- 〃 第二百七 条第一項 授業料徴定元帳 授業料調定元帳

- 五七 第二百八 条第一号 備品貸与簿（様式第六十二号） 備品貸与簿（様式第六十二号）
- 六〇 第二百二十 条第二項 三條第一項 交迭 交迭
- 六一 第二百一 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは
- 六二 第二百二 条十九号 又はしたときは 又はき損したときは
- 六三 第二百三 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは
- 六四 第二百四 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは
- 六五 第二百五 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは
- 六六 第二百六 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは
- 六七 第二百七 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは
- 六八 第二百八 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは
- 六九 第二百九 条十七号 又はしたときは 又はき損したときは
- 七〇 第三百 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七一 第三百一 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七二 第三百二 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七三 第三百三 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七四 第三百四 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七五 第三百五 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七六 第三百六 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七七 第三百七 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七八 第三百八 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 七九 第三百九 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八〇 第四百 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八一 第四百一 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八二 第四百二 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八三 第四百三 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八四 第四百四 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八五 第四百五 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八六 第四百六 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八七 第四百七 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八八 第四百八 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 八九 第四百九 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九〇 第五百 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九一 第五百一 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九二 第五百二 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九三 第五百三 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九四 第五百四 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九五 第五百五 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九六 第五百六 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九七 第五百七 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九八 第五百八 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 九九 第五百九 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは
- 一〇〇 第六百 条第一項 又はしたときは 又はき損したときは

九六	様式第三十一号	支払通知書(歳出金支払通知書)	支払通知(歳出金支払通知書)	出納長(出納員) 殿
"	"	(款)支払通知書第 号	(款)支払通知 号	
"	"	出納長(県出納員) 殿	出納長(県出納員) 殿	
"	"	右支払通知書	右支払通知	
九七	様式第三十三号	出納長(県出納員) 殿	出納長(県出納員) 殿	
"	"	職氏	氏	
九八	様式第三十三号	支払通知書発行年月日	支払通知書発行年月日	
"	"	右支払通知書再交付	右支払通知書再交付	
"	"	鳥取県出納長(何麻庁出納員) 殿	收支命令者 殿	

昭和28年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町 鳥取市東町